

令和2年12月4日

組合員・利用者の皆様

東京みどり農業協同組合
代表理事組合長 中村 喜一

お詫び

日頃から、JA事業につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、当組合におきまして、職員による共済契約にかかる情報提供義務および意向把握・意向確認義務違反が発生しました。

今回の件を調査した結果、職員が農協法において義務付けられている共済契約における情報提供および意向把握・意向確認を共済契約者との間で行うことなく、契約者の親族と手続きを行い契約締結したことが発覚したものです。

組合員および利用者の皆様には、多大なるご心配をお掛けしましたことについて、心から深くお詫び申し上げます。

なお本事案につきまして、契約者様・被共済者様からの苦情等はございません。

役職員一同、本事案を厳粛に受け止め、再発防止に向けた内部管理体制のより一層の強化とコンプライアンス意識の更なる向上に取り組んでまいります。
重ねてお詫び申し上げますとともに、今後ともご支援ご支持をお願い申し上げます。

本件に対する問い合わせ窓口
東京みどり農業協同組合
経営企画部 リスク管理課
電話番号042-535-1025